

意見書案第13号

原発ゼロ社会の早期実現にむけ原発の再稼働に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成29年9月19日提出

提出者

向日市議会議員

杉谷伸夫

常盤ゆかり

賛成者

向日市議会議員

丹野直次

原発ゼロ社会の早期実現にむけ原発の再稼働に反対する意見書

本年5月、6月の高浜原発3、4号機の再稼働に続き、大飯原発3、4号機が早ければ来年早々にも再稼働と報道されている。国民の多くが原発の再稼働に反対し、原発のない社会の実現にむけたエネルギー政策の推進を求めている中で、これと逆行する動きを大いに危惧する。

原発の再稼働にあたっては、少なくとも責任ある避難計画が策定されること、そして核廃棄物の最終処分場選定プロセスが開始されることが前提であるが、現段階でこれら条件は満たされていない。

特に大飯原発3、4号機については、2014年5月21日に福井地裁が、「運転してはならない」と判決で命じている。判決は「大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険がある」と認定した。本市は大飯原発からわずか65kmであり、5万6千人の市民の人格権が侵害される具体的な危険がある。

よって、原発の無い社会の実現を求める大多数の国民の願いと、5万6千向日市民の生命と健康・財産をまもる立場から、下記のことを強く求める。

記

少なくとも責任ある避難計画が策定され、核廃棄物の最終処分場選定プロセスが開始されるまでは、原発の再稼働を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

京都府向日市議会